

審査について（案）

1. 審査方法について

提案された事業は、南丹市市民参加と協働の推進委員会（委員 6 名）において審査を行います。

（審査の流れ）

一つの事業ごとに下記の流れを繰り返します。

地域振興課から事業の概要説明 → 協議 → 審査（審査票への記入）

（評価基準）

審査項目 5 項目について 2 段階で行います。

評価	基準
○	適切
×	不適切

2. 審査項目について

審査項目	内容	不適切例
(1) 課題との関連性	公共的な地域の課題が明示されており、課題や将来像に即した取組みが提案されている。	○構成員や地域住民の親睦または趣味的な活動を主たる目的とする事業（毎年行っている夏祭りなど特定の地域住民を対象としたお祭りや交流会など） ○事業の主たる部分を飲食費等が占めている事業 ○特定の個人または団体の利益を目的とする事業 ○営利・募金・宗教または政治を目的とする事業 ○調査または研究のみを目的とする事業 ○課題と取組み内容に繋がりのない事業
(2) 実現性	事業内容、予算規模、実施体制など事業が着実に実行できる計画や体制である。	○対象者に対して適切な広報が図られておらず、参加者が見込めない事業
(3) 自立性	団体自らが課題解決に向けて働きかけを行っている。	○外部への委託のみで事業が構成されており、団体としての動きがない事業。
(4) 継続・発展性	事業を後年も継続していく手法が人員面・資金面・事業面で図られている。	○単発イベント ○3年後には実施を予定していない事業 ○人員や資金の確保に対する取組みが計画されていない事業
(5) 創造性	提案団体が自ら課題に気づき、地域の状況に応じた課題を解決するための取組みが考えられている。	○事業主体（対象団体）が通常行うべき経常的な活動に関する事業（地域の清掃活動、構成員の内部研修など）

※提案内容に関し、部分的に対象外に該当する事業や予算があった場合は該当部分の経費を差し引いた事業費に対して交付金額を算定します。但し、事業を実施し、対象経費が増えた場合は交付金額の変更申請を認めます。

例：27万円の事業費に対して、20万円の補助金を申請
→27万円のうち、2万円が対象外経費に該当した場合、
25万円の3/4にあたる187,500円を交付金額とする。

3. 交付対象の決定について

審査員6名のうち3人以上が「○」と評価した審査項目を「適切」とみなします。
また、4人以上が「×」と評価した審査項目を「不適切」とみなします。

(例)

審査項目	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	委員6	審査項目の評価
(1) 課題との関連性	○	○	○	×	×	×	適切
(2) 実現性	○	○	×	×	×	×	不適切

評価の結果を基に、下記のとおり交付・保留・不交付を決定します。

- ・全ての項目が「適切」と評価された場合 → 交付決定
- ・いずれかの項目に「不適切」と評価された場合 → 保留
- ・全ての項目が「不適切」と評価された場合 → 不交付

4. 保留について

保留となった団体には二次審査を行います。

該当団体には「不適切」と評価された項目と理由を伝え、一定の期間内に団体が申請書を再提出した場合は二次審査を実施します。

再提出のなかった場合や、二次審査でも不適切と評価された場合に不交付が確定します。